平成２９年（フ）第３１８号
広島市西区三篠町２丁目８番１号
債務者　Ｒｅｓｔａｕｒａｎｔ　Ｃｈｉｒｏｌ　こと　佐内　正人
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　　周
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０号
鳥取県鳥取市湖山町北３丁目201番地　市住１－122号、旧住所鳥取県鳥取市気高町上光313番地
債務者　松井　恵子（旧姓畑・門脇）
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺井　浩二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２号
大分市大字寒田1195番地の５
債務者　阿南　久子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　謙介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１３号
奈良市三松１丁目１番９号
債務者　冨田　宗嗣
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板野　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
奈良地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５３９号
札幌市中央区南５条西22丁目１番18－107号
債務者　長谷川　忠
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６００号
札幌市西区八軒５条東３丁目２番17号　センチュリー八軒103号
債務者　下田　　唯
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６１３号
札幌市南区藤野３条７丁目７番８号
債務者　葛西　聡美
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６２４号
札幌市東区北11条東４丁目１番１－301号
債務者　桜井　進一
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６３２号
札幌市東区伏古14条３丁目12番２－507号
債務者　亀井惠美子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４号
北海道苫小牧市見山町３丁目５番15号アウローラ202
債務者　相木　貴子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第６９号
釧路市豊川町18番３号
債務者　石井　俊一
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１号
京都府福知山市駅南町２丁目195番地
債務者　廣瀬　宣明
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第１００７号
大阪府東大阪市箱殿町６番36号
債務者　樽井　一美
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１６６号
大阪府東大阪市永和２丁目８番18号　ラフォーレ永和　301号
債務者　伊藤　雅夫
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３８７号
大阪市生野区鶴橋２丁目20番９号
債務者　今村　好男
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４７６号
大阪府東大阪市川俣１丁目17番26－504号
債務者　洲﨑　静代
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５２７号
大阪市中央区大手通２丁目２番９－903号
債務者　リズムこと　中野　鈴江
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部